## 平成22年度に係る随時監査(地方機関等)の結果に対する措置状況

## 第1 監査の結果の報告

平成22年度に係る随時監査(地方機関等)の結果については、平成22年12月3日に議会、知事及び関係のある委員会に報告(平成22年12月17日付け北海道公報第2240号で公表)した。

## 第2 監査の結果に基づき講じた措置

監 査 報 告 の 内 容	講じた措置
1 総則に係る事項	
《指摘事項》 収入に関する事務の専決権限については、道 立学校事務専決代決規程により定められている が、専決権限を有しない者が、生産物品の売払 決定を行っているものがあった。 (音更高等学校)	収入に関する事務の決裁に当たっては、関係規程等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
2 支出に係る事項	
(1) 賃金	
《指導事項》 臨時職員の賃金支給において、自動車通勤に 係る通勤手当の支給日額を誤ったため、過払い となっているものがあった。	賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払額については、返納の処理をしました。
(2) 需用費	
《指導事項》 電気料金の支払において、早収期限内の支払 を行わなかったことにより、翌月分に遅収料金 が加算されたため、不経済な支払となっている ものがあった。	電気料金の支払に当たっては、支払期限の 確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。
3 財産に係る事項	
《指摘事項》 ア 劇物の管理においては、取扱責任者は薬品等の使用数量及び残量を正確に確認の上、受払簿に記入しなければならないが、これを行っていないものがあった。 さらに、長期にわたり現在量を把握することなく、月ごとに整理・確認したとしていた。 (厚岸翔洋高等学校)	毒劇物の管理に当たっては、関係法令等を 遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、平成22年12月に、各道立学校長に対 し、毒劇物の保管・管理及びそれに伴う事務 処理方法等について改めて通知し、適正な管 理の徹底を図りました。

イ 毒劇物の管理においては、取扱責任者は薬品 等の使用数量及び残量を正確に確認の上、受払 簿に記入しなければならないが、風袋込重量欄 及び実重量欄の数量に記載誤りがあった。

さらに、長期にわたり現在量を把握すること なく、月ごとに整理・確認したとしていた。

(浜頓別高等学校)

## 《指導事項》

劇物の管理においては、一般薬品等と区別し て専用保管庫に保管し、当該保管庫に医薬用外し、適切な管理に努めます。今回指導のあっ 劇物の表示を行わなければならないが、これを た劇物については、既存の劇物専用保管庫に 行っていないものがあった。

劇物の保管にあっては、関係法令等を遵守 保管しました。